

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 19 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年11月まで

私は、昭和54年の夏頃に、市役所から申立期間の国民年金保険料に係る督促のはがきを受けたことから、保険料をその年の夏、秋、冬の3回に分けて市役所で約1万円ずつ納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3回に分けて、市役所で毎回約1万円を納付したとしているところ、その1回分の金額は、申立人が居住していた市の申立期間当時の納付単位である3か月分の申立期間の保険料額とおおむね一致しており、3回分の合計額は申立期間の保険料の合計額ともおおむね一致している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、申立人の国民年金被保険者台帳は、申立人が申立期間当時に居住していた市を管轄する社会保険事務所（当時）へ昭和54年8月10日に移管されていることが確認でき、このことから、申立人が同年の夏頃から申立期間の保険料を市役所で現年度納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。妻の申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録により、申立期間及び申立人の保険料が納付済みとなっている平成18年1月及び同年2月を除き、申立人及びその妻の保険料に係る納付済期間、免除期間、還付期間及び充当期間は全て一致していること、並びに申立人及びその妻の保険料収納年月が確認できる昭和59年4月から平成14年12月までの225か月のうち212か月は収納年月が一致していることが確認でき、妻の申立期間の保険料が納付済みであることを考慮すれば、申立人の申立期間の保険料も納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、15 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日までの期間、20 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間及び 22 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13 年 1 月から同年 9 月までは 24 万円、15 年 9 月から 19 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 26 万円、20 年 9 月は 30 万円、22 年 8 月及び同年 9 月は 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 23 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 24 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 22 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円、23 年 7 月から同年 9 月までは標準報酬月額 34 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を、同年 1 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 10 月から 24 年 8 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月1日から23年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年1月1日から24年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、15年9月から19年8月まで、20年9月、22年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、13年1月から同年9月までは24万円、15年9月から19年7月までは22万円、同年8月は26万円、20年9月は30万円、22年8月及び同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年10月から15年8月まで、19年9月から20年8月まで、同年10月から22年7月まで及び同年10月から同年12月までについて、上記給与明細票において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成23年1月から同年8月まで及び同年10月から24年8月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、26万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額28万円、23年7月から同年9月までは標準報酬月額34万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成23年1月から同年8月までは28万円、同年10月から24年8月までは34万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 23 年 9 月について、上記給与明細票によると、当該期間の標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる同年 4 月から同年 8 月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年11月1日から15年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年11月から14年11月までは41万円、同年12月は20万円、15年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は30万円、同年4月は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から15年7月1日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と比べ著しく低い。また、同社における資格喪失日も実際と異なっているので、併せて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、平成13年10月1日から15年6月30日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成13年11月から14年3月まで、同年5月から同年9月まで及び同年11月から15年4月までの標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る給与明細書において確認できる報酬月額から、13年11月から14年3月まで、同年5月から同年9月まで及び同年11月は41万円、同年12月は20万円、15年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は30万円、同年4月は38万円とすることが妥当である。

また、平成14年4月及び同年10月について、報酬月額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料は無いが、上記給与明細書によると、当該期間の前後の月に

における報酬月額及び保険料控除額は、いずれも標準報酬月額 41 万円に見合う額であり、当該期間についても標準報酬月額 41 万円に見合う報酬月額及び保険料控除額であったと推認できることから、当該期間の標準報酬月額を 41 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 13 年 10 月及び 15 年 5 月について、事業主は、「給与明細書が無い期間についても保険料を控除していた。保険料控除額は 3 万 5,567 円、給与支払額は月平均で 40 万円だった。」旨回答しているが、これを確認できる資料は提出されていない。

また、A社から提出された申立人に係る預金通帳によると、平成 13 年 10 月分の給与と考えられる振込みが 3 か所確認できるところ、いずれも当該月の給与かどうかを特定することができない上、当該振込額は当該月以降の振込額と異なり千円以下の端数が無いことから、当該月に係る厚生年金保険料を控除されていたと推認することができない。

さらに、申立人及び同僚等から平成 13 年 10 月分及び 15 年 5 月分の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成 15 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、事業主は、「申立人の退職日は同年 6 月 30 日である。同年 6 月分の保険料は控除した。」と回答しているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日が同年 7 月 1 日から同年 6 月 30 日に訂正された上で、事業主印が押されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人に係る離職日は平成 15 年 5 月 31 日であることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚等から平成 15 年 6 月分の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年7月1日から15年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月から12年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月から同年12月までは26万円、13年1月は24万円、同年2月から15年4月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から15年7月1日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と比べ著しく低い。また、同社における資格喪失日も実際と異なっているので、併せて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、平成11年7月1日から15年6月30日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成11年7月から13年9月まで、同年11月から14年3月まで、同年5月から同年9月まで及び同年12月から15年2月までの標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、11年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び

同年10月は22万円、同年11月から12年5月までは26万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月から同年12月までは26万円、13年1月は24万円、同年2月から同年9月まで、同年11月から14年3月まで、同年5月から同年9月まで及び同年12月から15年2月までは26万円とすることが妥当である。

また、平成13年10月、14年4月、同年10月及び同年11月について、申立人及びA社は報酬月額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を保有していないが、上記給与明細書によると、当該期間の前後の月における保険料控除額は、いずれも標準報酬月額26万円に見合う額であり、また、当該期間の前後の月における報酬月額は、標準報酬月額28万円から34万円に見合う額であることから、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

さらに、平成15年3月及び同年4月について、申立人及びA社は報酬月額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の資料を保有していないが、複数の同僚の給与明細書によると、当該期間の保険料控除額は同年2月以前と同額であり、また、給与明細書のある同年2月以前の期間における申立人に係る保険料控除額は同額で推移していることから、申立人の当該期間に係る保険料控除額についても、同年2月以前と同額であると推認できる。一方、給与明細書のある同年2月以前の期間における申立人に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記保険料控除額に見合う標準報酬月額(26万円)よりも高いことから、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成15年5月について、事業主は、「給与明細書が無い期間についても保険料を控除していた。保険料控除額は2万2,555円、給与支払額は月平均で25万円だった。」旨回答しているが、これを確認できる資料は提出されていない。

また、申立人及び同僚等から平成15年5月分の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成15年6月30日から同年7月1日までの期間について、事業主は、「申立人の退職日は同年6月30日である。同年6月分の保険料は控除した。」と回答しているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日が同年7月1日から同年6月30日に訂正された上で、事業主印が押されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人に係る離職日は平成15年5月31日である

ことが確認できる。

さらに、申立人及び同僚等から平成 15 年 6 月分の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年5月1日から15年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年5月から15年3月までは22万円、同年4月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年7月1日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と比べ著しく低い。また、同社における資格喪失日も実際と異なっているので、併せて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、平成14年4月1日から15年6月30日までの期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成14年5月から15年4月までの標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から、14年5月から15年3月までは22万円、同年4月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成14年4月及び15年5月について、事業主は、「給与明細書が無い期間についても保険料を控除していた。保険料控除額は1万9,085円、給与支払額は月平均で30万円だった。」旨回答しているが、これを確認できる資料は提出されていない。

また、A社から提出された申立人に係る預金通帳によると、当該期間における給与振込みを確認することができず、また、申立人及び同僚等から当該期間の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成15年6月30日から同年7月1日までの期間について、事業主は、「申立人の退職日は同年6月30日である。同年6月分の保険料は控除した。」と回答しているが、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失日が同年7月1日から同年6月30日に訂正された上で、事業主印が押されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人に係る離職日は平成15年5月31日であることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚等から平成15年6月分の給与明細書が提出されていないことから、報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年7月から12年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から13年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と比べ著しく低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年8月から13年9月までの標準報酬月額については、A社から提出された申立人に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、11年8月から12年8月までは32万円、同年9月は30万円、同年10月から13年9月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成11年7月について、給与明細書は提出されていないが、A社から提出された申立人に係る預金通帳により、当該月における給与振込みが確認できるところ、当該振込額は当該月以降の給与明細書のある月における振込額より高いことが確認でき、当該月についても標準報酬月額32万円に見合う報酬月額及び保険料控除額であったと推認できることから、当該月の標準報酬月額を32万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は実際の給料より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと回答していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月16日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社の関連会社であるB社（現在は、C社）への出向が解除となり、A社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（昭和50年1月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に申立人に係る資格取得日が昭和50年2月1日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所から、A社からB社に転勤した際の年金記録に空白期間があると聞いたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主の回答及び元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和50年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月30日から同年6月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本店からC支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合の回答及びB社から提出された職歴証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年5月30日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月31日から同年11月1日まで

A社からB社に異動した際の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。在職期間中に社名は変更されたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の元事業主の回答及び元従業員が保有する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和43年11月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年10月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 49 年 1 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 25 日から 49 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時は、同社の業務の一部がB社の子会社として設立されたC社（現在は、D社）に移行された時期であるが、申立期間も継続して勤務し、保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社又はC社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日について、当初、昭和 49 年 1 月 1 日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 28 日より後の同年 3 月 25 日付けで、遡及して 48 年 12 月 25 日に訂正されていることが確認できる。また、同社の従業員 232 人についても、申立人と同様の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 49 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年 11 月の上記被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、C支店から本店に転勤した際の1か月の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を含め同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和35年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月10日の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された平成15年上期賞与に係る給与支給明細書及びB厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録から、申立人は、平成15年7月10日に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A病院の現在の副事務長は、当時の資料が保管されておらず、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は1万円、18年7月21日は1万5,000円、同年12月8日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月21日
③ 平成18年12月8日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。保険料控除が確認できる賞与明細書等は所持していないが、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与変動項目一覧表及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与変動項目一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年12月16日は1万円、18年7月21日は1万5,000円、同年12月8日は3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月16日は15万円、同年12月21日は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月16日
② 平成16年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。保険料控除が確認できる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年7月16日は15万円、同年12月21日は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格喪失日に係る記録を平成11年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月3日から同年9月1日まで
② 平成2年9月1日から3年6月26日まで
③ 平成3年6月26日から同年7月1日まで
④ 平成11年3月21日から同年4月1日まで

Bクリニックに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。当該期間に係る給与支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

また、Bクリニックに勤務していた期間のうちの申立期間③及びA病院に勤務していた期間のうちの申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間③及び④について確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、当該期間当時の事業主並びに給与事務及び社会保険事務の担当者は既に死亡している上、当時の資料も無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書及びA病院の回答により、申立人は、同病院に平成11年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成11年3月21日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（16万円）より高いものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（15万円）は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立人のBクリニックにおける雇用保険の加入記録によると、資格取得日が平成2年7月3日、離職日が3年6月25日と記録されており、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、事業主は、当該期間当時の事業主並びに給与事務及び社会保険事務の担当者は既に死亡しており、当時の資料も保管していないことから、申立人の当該期間における勤務状況等については不明であるとしている。

さらに、オンライン記録により、当該期間においてBクリニックに勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶していた者は数名確認できたが、いずれも申立人の勤務期間を覚えておらず、申立人が当該期間において勤務していたかどうかは分からないとしている。

加えて、オンライン記録により、申立人の健康保険被保険者証については、資格喪失日の翌日である平成3年6月27日に社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第14条によると、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人のBクリニックにおける資格喪失日は平成3年6月26日であり、また、同法第19条第1項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されていることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

A社C営業所及び同社の関連会社であるD社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C営業所からD社に事業所名は変わったが、同じ職場で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び申立人と同期入社で同職種であったとする従業員の供述から判断すると、申立人は、A社及びD社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した従業員全員に申立人と同様の被保険者期間の空白がみられることから、事業主は昭和40年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月21日から同年9月2日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社からC営業所への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事記録及び同社が加入している健康保険組合の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和34年9月2日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和34年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から18年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月から18年6月まで

私は、毎年、夫と同時期に国民年金保険料の免除申請手続きをしてきた。申立期間の保険料について、夫は免除とされているのに、私は免除ではなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫と同時期に、毎年、国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたとしているが、夫婦の免除申請手続きが同時期に行われたにもかかわらず、行政機関が連続した3年度にわたり、申立人についてのみ免除の処理を誤り続けたとは考え難いことから、申立期間に係る免除申請手続きは行われていなかったとみるのが自然である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、20歳まで遡って国民年金保険料を納付し、加入した後の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の付加保険料納付の申出日及び当該記号番号直近の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和63年4月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、申立期間のうち58年9月から60年12月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、申立期間のうち61年1月から同年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親から聴取することが困難である上、申立人は申立期間の保険料納付に関与していないとしていることから、申立期間における保険料納付の状況は不明である。

また、申立人は、母親から渡された年金手帳は1冊のみであるとしており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 58 年 3 月まで

私は、22 歳の頃に母親に勧められて区支所で国民年金の加入手続を行い、その場で 20 歳まで遡って国民年金保険料を納付し、その後は郵便局で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、22 歳であった昭和 56 年頃に区支所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から 60 年 4 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、申立期間のうち 57 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳とは別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24488 (事案 23415 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。

しかし、B 社が、社会保険の資格喪失日を昭和 60 年 3 月 31 日付けで届け出たのは、当時の事務処理が不適切であったと認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の在職期間は、在職証明書によると昭和 60 年 3 月 31 日までと記載されており、「退職事情調」によると退職年月日は同年 3 月 30 日と記載されているところ、B 社は、「申立人の退職日について、当時の事務手続を確認できる資料が無い。」と回答していることから、申立人の退職日を確認することができないこと、ii) 申立人の雇用保険の離職日は 60 年 3 月 30 日と記録されており、上記「退職事情調」と符合していること、iii) B 社から提出された「退職者名簿」によると、退職年月日が 60 年 3 月 30 日と記載されている者が 16 人 (申立人を含む。)、同年 3 月 31 日と記載されている者が 2 人おり、A 社は両日を区別して記録し、退職日に合わせて厚生年金保険及び雇用保険の届出をしていることがうかがえること、iv) 申立人から提出された 60 年 3 月分の給与支給明細書によると、1 か月分の厚生年金保険料が控除されているが、B 社は、「保険料は翌月控除であり、当該控除額は同年 2 月分の厚生年金保険料である。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料の控除は確認できないことから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 24 年 7 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、B 社は、申立人においては昭和 60 年 3 月 31 日付けの退職

を希望していた経過があり、同社もその旨記載された退職届を受領していたことから、資格喪失日を同年3月31日付けとして届け出た当時の処理は不適切であったと考えられる旨の見解を示し、平成25年3月12日に、年金事務所に申立人の資格喪失日を昭和60年4月1日に訂正する届出を行った。

このことから、申立人は、B社の上記見解を新たな情報として、同社D部長を代理人に委任し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、上記届出は、保険者の保険料を徴収する権利が消滅した後に行われたものである。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているが、B社は、「保険料は翌月控除の取扱いであったことを当時在籍の職員に確認しており、申立人から提出された昭和60年3月分の給与支給明細書における厚生年金保険料は同年2月分であり、3月分は控除していない。」と回答している。

以上のことから、今回提出のあった新たな情報については、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月20日から59年頃まで
夫は、A社に就職してから退職するまでの期間、請負現場各所に単身赴任していた。給与明細書等の資料は残っていないが、退職したのは昭和59年頃なので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB国民健康保険組合の回答により、申立人は、昭和55年6月20日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の申立期間において、別の複数の事業所で数か月間勤務した記録のほか、A社における数か月単位の断続した加入記録が確認できる。

しかしながら、雇用保険に加入している期間は、おおむね勤務期間が6か月未満の短期雇用特例被保険者であり、国民健康保険に加入している期間は日雇労働者が加入する第二種組合員であったことが確認できる。申立人と同時期に勤務し平成8年から会社を継いだ元事業主の子は、A社が22年に倒産した際に当時の資料は全て処分し、元事業主も死亡していることから、申立人の申立事実を確認できないが、申立人は、昭和55年に退職した以降、正社員として同社に勤務しておらず、臨時的な現場作業員として短期間の業務に繰り返し従事しており、厚生年金保険に加入させる対象ではなかった旨回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を挙げているが、いずれも連絡先不明又はA社に係る厚生年金保険被保険者原票若しくはオンライン記録に該当者が見当たらないことから、これらの者に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会することができない。

さらに、申立人に係る上記被保険者原票及びオンライン記録における資格喪失日の記録には、遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない上、当該被保険者原票の申立期間に係る整理番号に欠番等も無い。

なお、申立人の妻から提出されたC社D支店E会交付のF証及びG県H会交付のI手帳等に記載されている各種の日付は、いずれも前述のA社における雇用保険の被保険者期間内であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年7月1日まで

A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、その前後の6万円に比べて4万8,000円に下がっているが、人事カードに記載されている本俸及び役付手当等の推移から下がるのは不自然である。調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため、申立期間に係る賃金支払及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、申立人も当該保険料控除額等を確認できる給与明細書等の資料を保管していないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間において、A社C支店及び他の支店で勤務していた元従業員の被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に、昭和40年10月の定時決定において、その直前の標準報酬月額より減額されている者が多数確認できる。

さらに、申立期間当時、昭和40年10月の定時決定において標準報酬月額が減額改定された上記元従業員の一人(事務職)から提出された同年1月分から41年10月分までの給与計算書によると、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における当該従業員の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる上、当該定時決定及びその前後の期間における標準報酬月額の算定においては、それぞれの対象期間となる3か月間の平均額と当該従業員に係る標準報酬月額の記録がおおむね一致していることが確認できる。

加えて、申立期間に係る標準報酬月額の記録について、A社C支店における申立人の厚生年金保険被保険者原票においては、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年10月1日まで

A協会の電話交換手としてB組合に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同組合に勤務していたことを確認できる資料を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC社発行の「交換略歴」により、申立人のB組合における昭和39年6月20日から40年4月1日までの勤務歴が確認できることから、申立人は、申立期間のうち、39年6月20日から同年9月30日までの期間について、A協会の電話交換手として同組合に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A協会は昭和44年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、社会保険担当者も特定できないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚二人について連絡先が不明であることから、A協会に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間において被保険者記録が確認できる従業員27人に申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、14人から回答があったものの、いずれの者も申立人に関する記憶は無く、同協会における厚生年金保険の取扱いについても不明としている。

さらに、上記回答があった者のうち、申立人と同職種の電話交換手であって、かつ、自身の入社時期を記憶している者が7人確認できるところ、このうち6人については、オンライン記録により、自身が入社したとする月から2か月ないし5か月後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、A協会では、電話交換手について、原則的に入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったこと

がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表取締役は、既に死亡している上、オンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者は申立人のみであり、かつ、申立人によれば、同社の従業員は自身のみであったとしていることから、代表取締役及び他の従業員から、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人に係るA社の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届では、申立人の資格喪失日は、オンライン記録と同じ平成 19 年 2 月 28 日となっており、当該届出書の提出日及び受付日も同日となっていることが確認できるとともに、健康保険証についても申立人及び被扶養者分が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

これについて、申立期間当時、A社から社会保険業務を受託していたB法人は、当該資格喪失届は、同法人が社会保険事務所に提出したものであり、同事務所に資格喪失届を提出する場合は、同社からその内容について誤りが無いかを確認した上で提出していたことから、被保険者資格がある者の資格喪失届を提出することはなく、また、被保険者資格喪失届を提出する際には、健康保険証も、被保険者であった従業員及びその家族の分を回収して添付していたが、被保険者資格のある者から健康保険証を回収することはなかったことから、申立人が平成 19 年 3 月 1 日まで被保険者であったとは考えられ

ない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。